

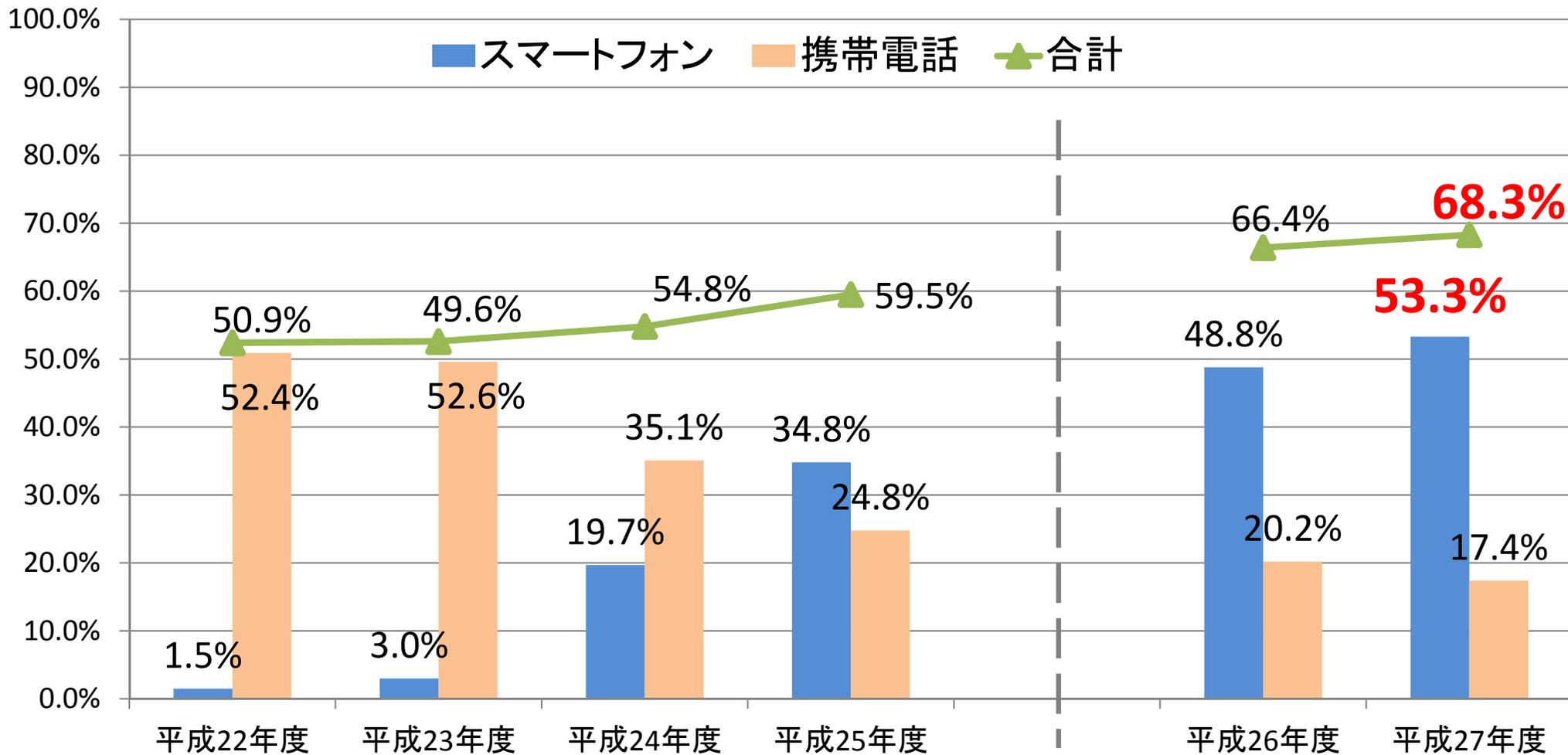
青少年の安心・安全なインターネット 利用環境整備について

平成28年4月11日
事 務 局

1 青少年のインターネット利用環境の現状

青少年のスマートフォン・携帯電話所有状況

- 約7割の青少年(10~17歳)がスマートフォン・携帯電話を所有
- 携帯電話が減り、スマートフォンの所有が進む
- 高校生の93.6%、中学生の45.8%がスマートフォンを所有

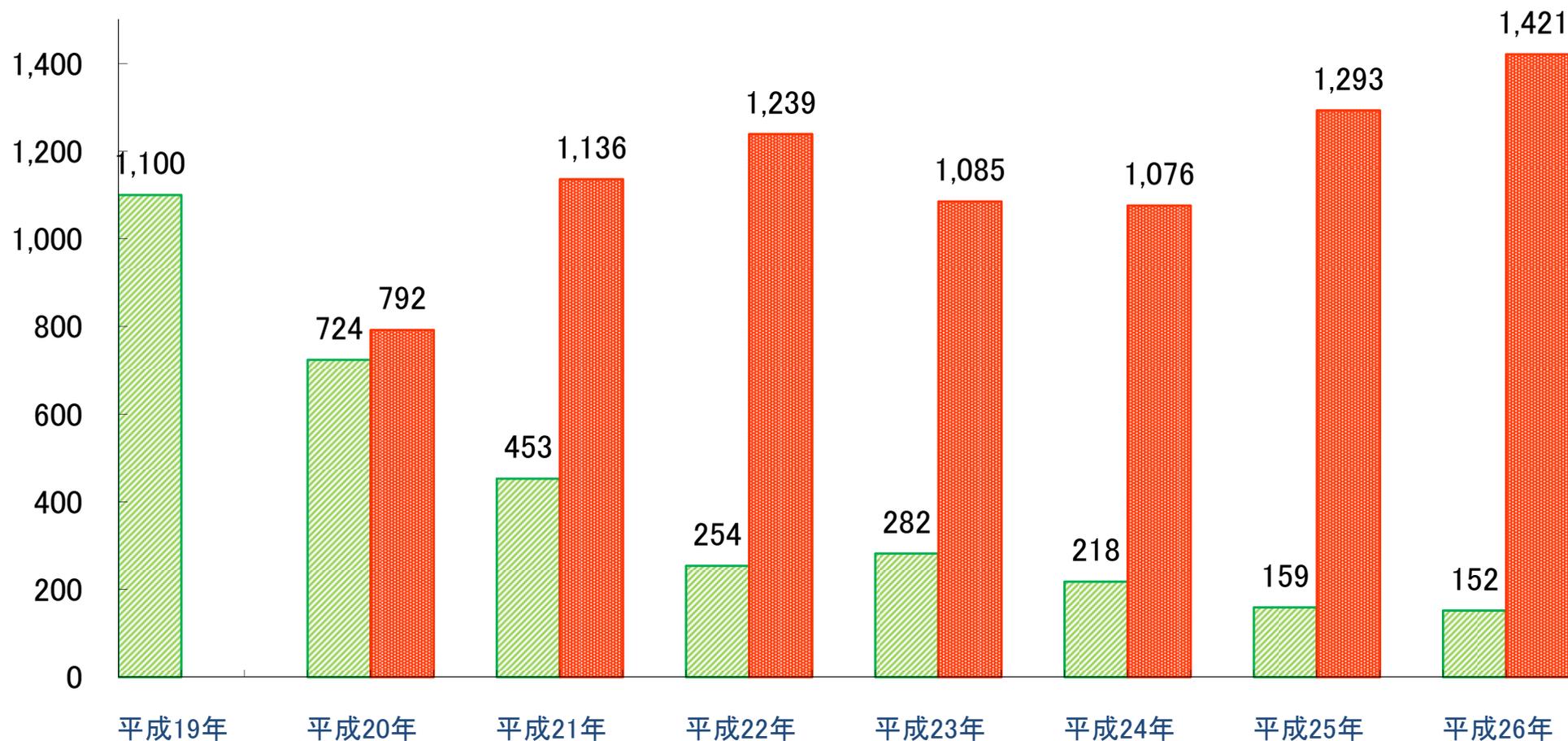


(注) 調査対象は、満10歳から満17歳までの青少年。

平成26年度より、調査方法等を変更したため、平成25年度以前の調査結果と直接比較はできない。

【内閣府「青少年のインターネット利用環境実態調査」を基に総務省にて作成】

コミュニティサイト等に起因する犯罪被害に遭った児童数の推移



(単位:人)

■ 出会い系サイトに関連した事件 ■ コミュニティサイト(出会い系サイトを除く)に関連した事件

資料:警察庁調べ

(注1)「児童」とは、18歳未満の者を指す。

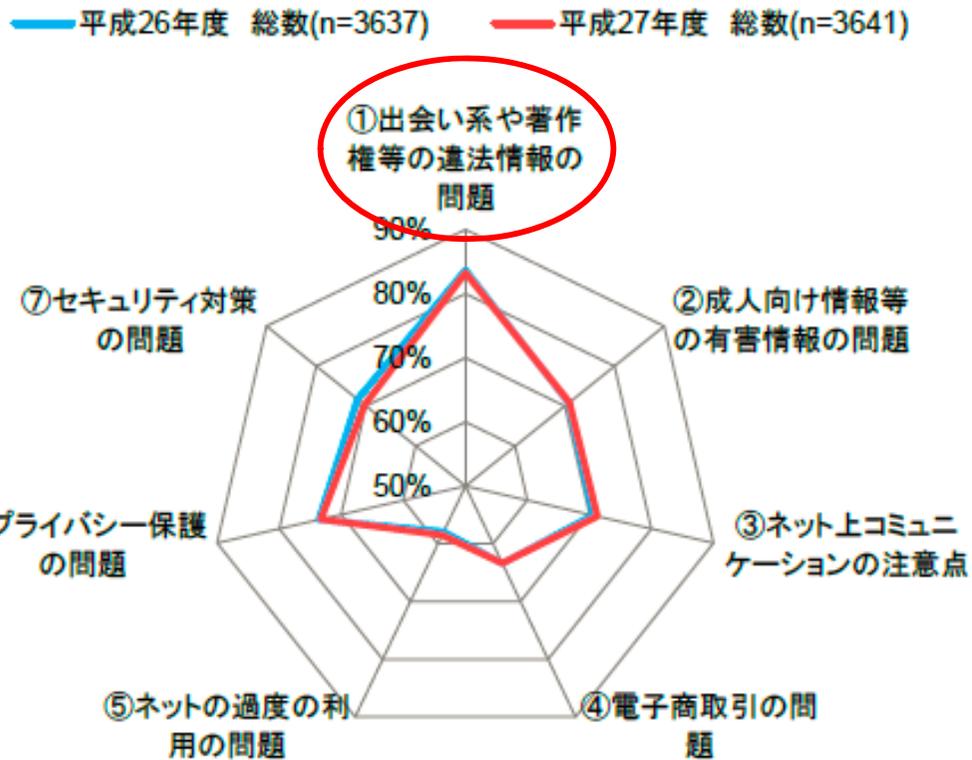
(注2)非出会い系サイトに関連した事件については、平成20年より計上

【インターネットを使うための注意点】

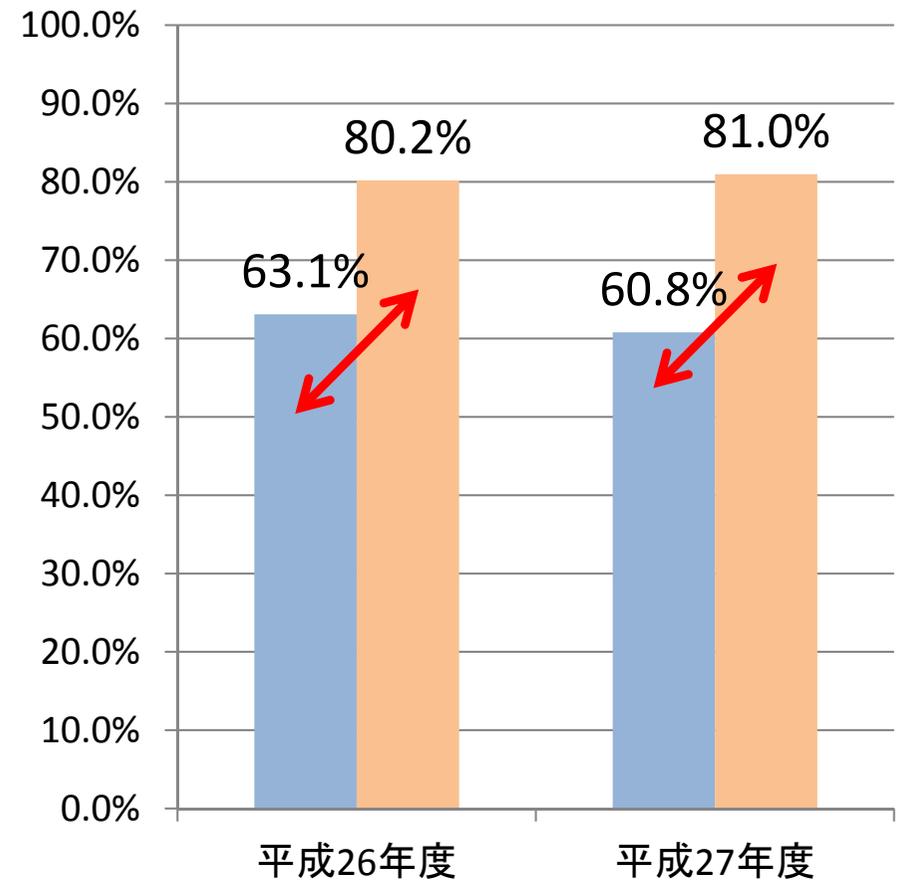
「出会い系や著作権等の違法情報の問題」に対する認知は高い

【家庭でのルールを決めている割合】

家庭でのルールの有無についての、青少年と保護者の認識の差が拡大



■ 青少年 ■ 保護者



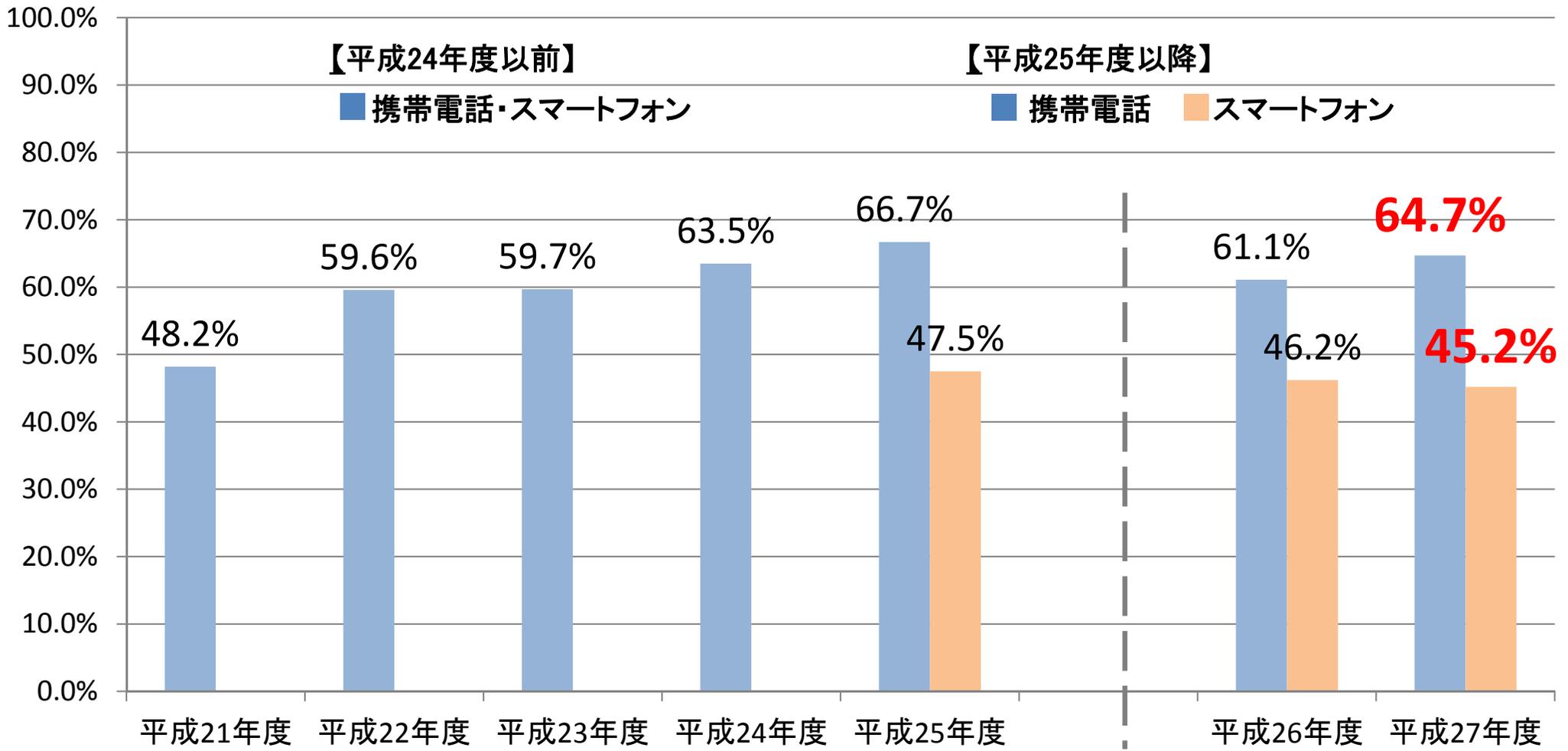
(注) 調査対象は、インターネットを利用している青少年及び、青少年がインターネットを利用していると回答した保護者。

青少年のフィルタリング等利用率

平成27年度 フィルタリング等*利用率

*フィルタリングや本体設定・特定機種などにより機能を制限すること

携帯電話：64.7%、スマートフォン：45.2%

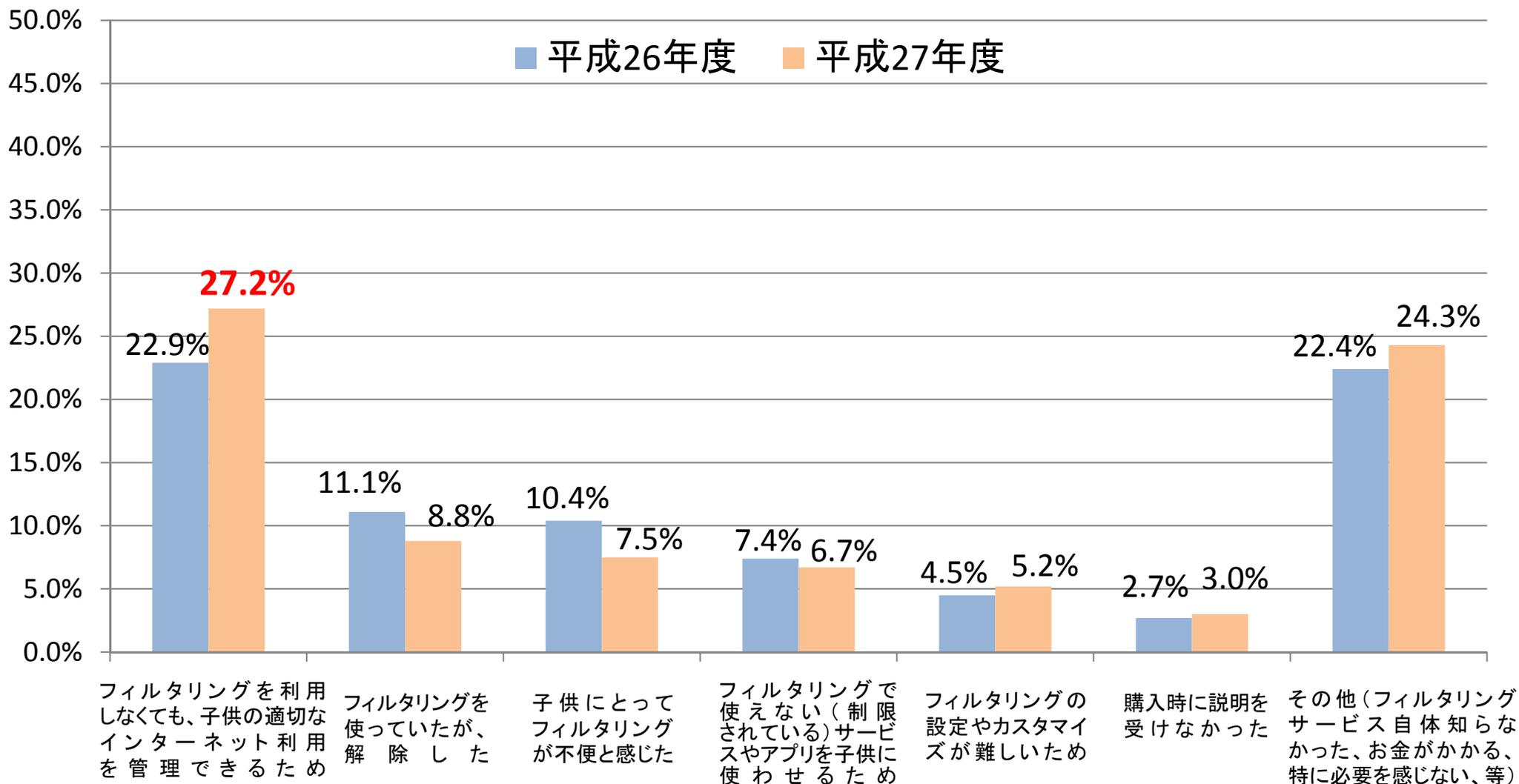


(注) 調査対象は、青少年が携帯電話・スマートフォンを持っていると回答した保護者。
 平成26年度より、調査方法等を変更したため、平成25年度以前の調査結果との直接比較はできない。

フィルタリングを利用していない理由

【スマートフォン・携帯電話でフィルタリングを利用していない理由】

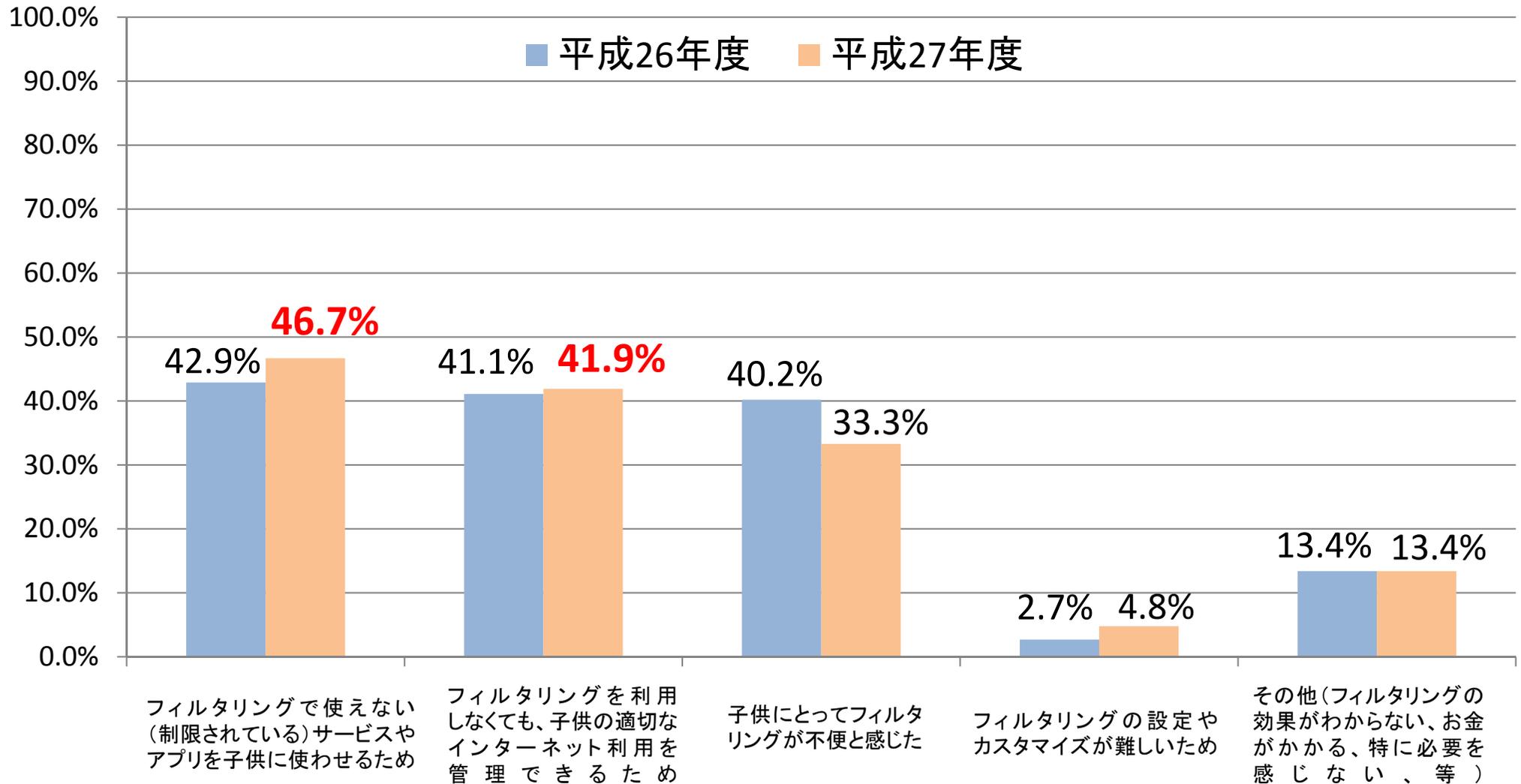
フィルタリングを利用しなくとも子供の利用を管理できる



(注) 調査対象は、青少年が携帯電話・スマートフォン等でインターネットを利用しており、いずれの機器でも「フィルタリングを使っていない」と回答した保護者。
 平成26年度より、調査方法等を変更したため、平成25年度以前の調査結果との直接比較はできない。

フィルタリングを解除した理由

【保護者がスマートフォン・携帯電話のフィルタリングを解除した理由】

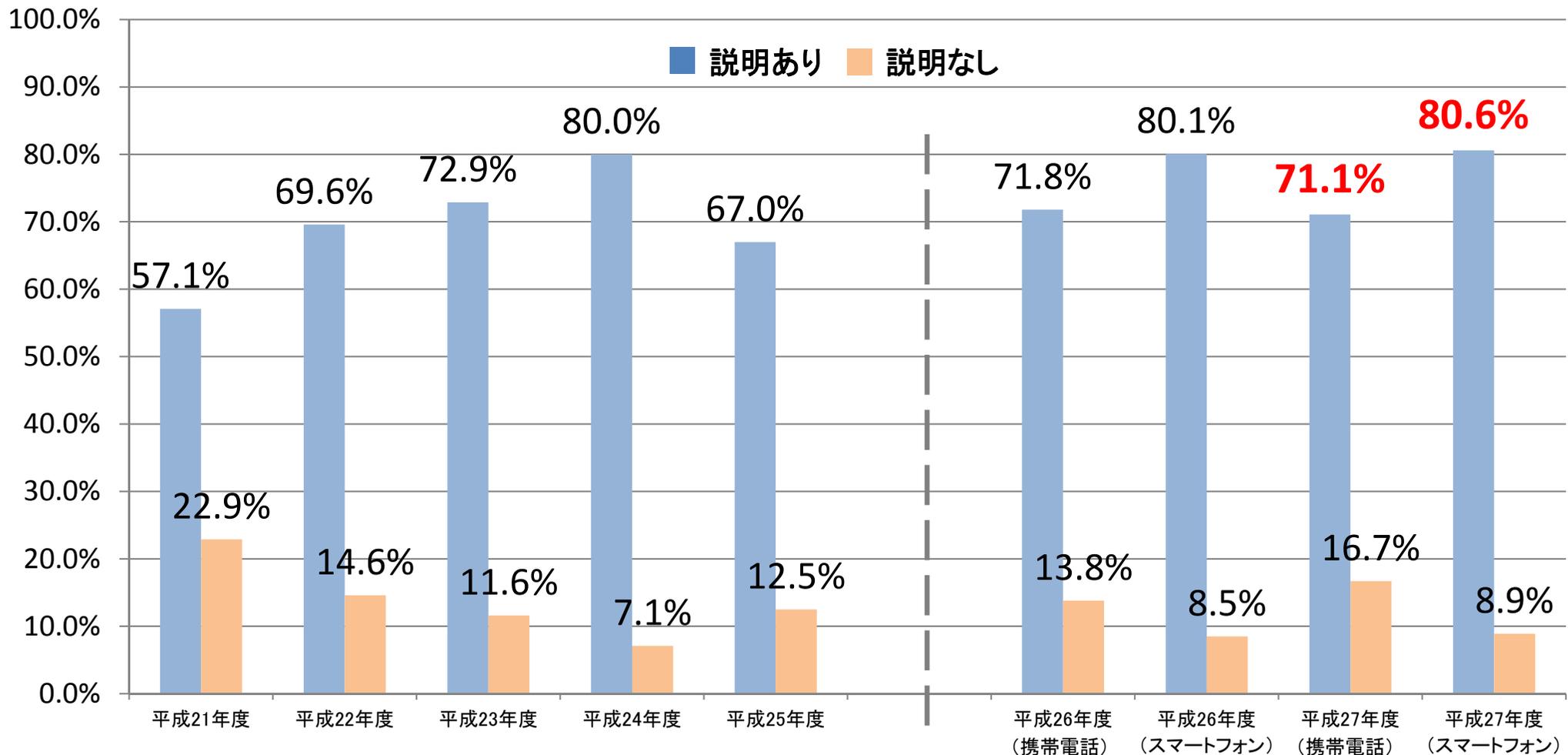


(注) 調査対象は、青少年が携帯電話・スマートフォン等でインターネットを利用しており、「フィルタリングを使っていたが解除した」と回答した保護者。
平成26年度より、調査方法等を変更したため、平成25年度以前の調査結果との直接比較はできない。

【内閣府「青少年のインターネット利用環境実態調査」を基に総務省にて作成】

契約時のフィルタリングに関する説明

【販売業者からのフィルタリングに関する説明の有無】



(注) 「子供が利用しているインターネット接続機器を、店頭またはオンラインや通信販売で購入した」保護者に、購入する際に、フィルタリングや使わせ方など保護者の管理について、どのような手段で知ったかを調査。平成26年度より、調査方法等を変更したため、平成25年度以前の調査結果との直接比較はできない。

2 インターネット環境整備法について

青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律

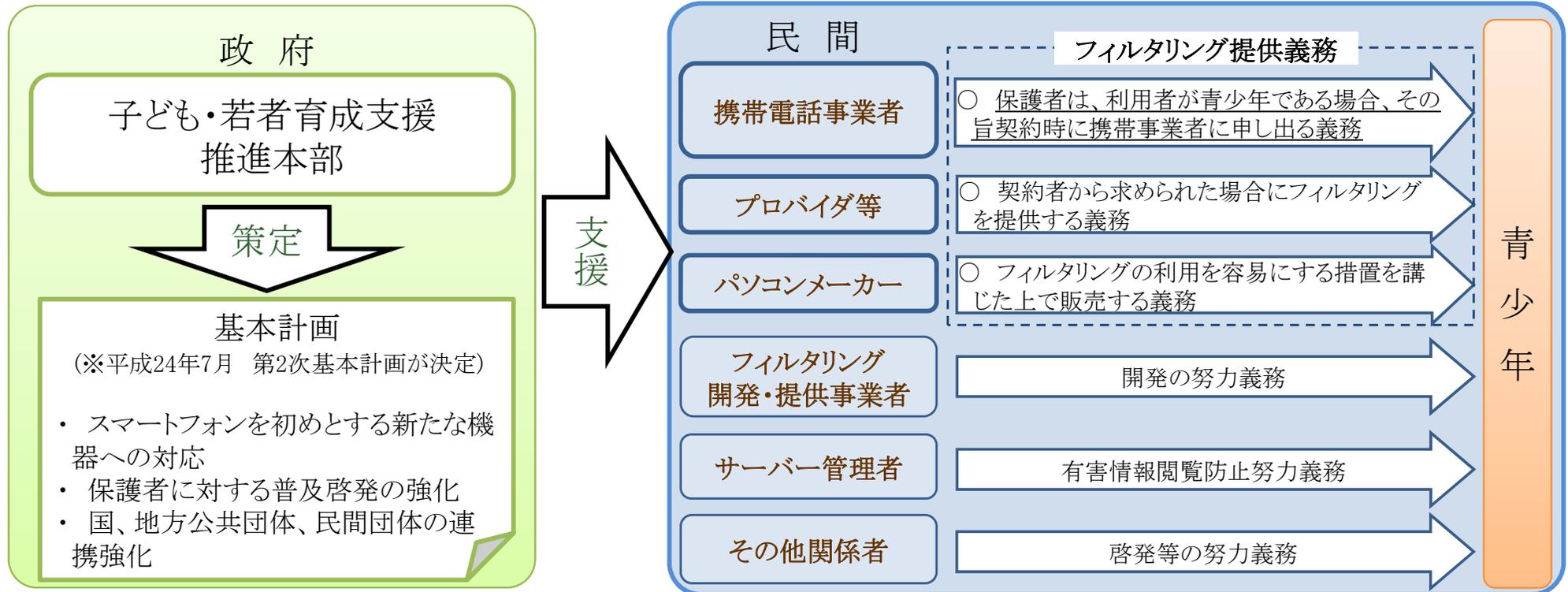
- 「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」(「青少年インターネット環境整備法」)は、衆議院青少年特別委員会の委員長提案により提出され、平成20年6月成立(平成21年4月施行)。

基本理念

青少年の適切なインターネット活用能力習得
(発達段階に応じた情報の取捨選択能力等)

フィルタリング等の推進

民間主導(国等は支援)



青少年インターネット環境整備法

○青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成20年法律第79号）（抄）

（携帯電話インターネット接続役務提供事業者の青少年有害情報フィルタリングサービスの提供義務）

第十七条 携帯電話インターネット接続役務提供事業者は、携帯電話インターネット接続役務を提供する契約の相手方又は携帯電話端末若しくはPHS端末の利用者が青少年である場合には、青少年有害情報フィルタリングサービスの利用を条件として、携帯電話インターネット接続役務を提供しなければならない。ただし、その青少年の保護者が、青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない旨の申出をした場合は、この限りでない。

2 携帯電話端末又はPHS端末をその保護する青少年に使用させるために携帯電話インターネット接続役務の提供を受ける契約を締結しようとする保護者は、当該契約の締結に当たり、携帯電話インターネット接続役務提供事業者に対しその旨を申し出なければならない。

（インターネット接続役務提供事業者の義務）

第十八条 インターネット接続役務提供事業者は、インターネット接続役務の提供を受ける者から求められたときは、青少年有害情報フィルタリングソフトウェア又は青少年有害情報フィルタリングサービスを提供しなければならない。ただし、青少年による青少年有害情報の閲覧に及ぼす影響が軽微な場合として政令で定める場合は、この限りでない。

（インターネットと接続する機能を有する機器の製造事業者の義務）

第十九条 インターネットと接続する機能を有する機器であって青少年により使用されるもの（携帯電話端末及びPHS端末を除く。）を製造する事業者は、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアを組み込むことその他の方法により青少年有害情報フィルタリングソフトウェア又は青少年有害情報フィルタリングサービスの利用を容易にする措置を講じた上で、当該機器を販売しなければならない。ただし、青少年による青少年有害情報の閲覧に及ぼす影響が軽微な場合として政令で定める場合は、この限りでない。

自民党「青少年のインターネット利用等に関する緊急提言」

提言取りまとめの経緯

自民党青少年健全育成推進調査会（中曽根弘文会長）の下に「青少年に対する情報モラルPT」（秋元司座長）を設置し、6月9日より、各省ヒアリング、有識者ヒアリング、事業者ヒアリングなども含め、議論（うち1回は「青少年に対する性モラルPT（岩城光英座長）の合同会合）を行い、7月7日青少年健全育成推進調査会で提言取りまとめ（7月10日政策審議会了承）

提言の概要

背景：討議の結果、スマートフォンの普及等に伴い、フィルタリング利用率の低下、福祉犯被害の増加等の問題点を共有。「青少年インターネット環境の整備等に関する基本計画」の見直し及び見直し後の基本計画に基づく施策の推進に当たって、政府・地方公共団体・学校・事業者・民間団体などの関係者において十分に留意されるよう提言。なお、「青少年インターネット環境整備法」の改正や、インターネットにより青少年がいじめや犯罪に巻き込まれることを防ぐための新たな法整備などについては、別途、必要な検討を行っていく。

提言1：スマートフォン（アプリを含む）・タブレットやWi-Fiなど、これまで対応してきた既存の携帯電話への対応では対応困難な機器・サービスの利用が拡大したことを踏まえ、

- ・フィルタリングに関し、アプリの利用、タブレット、Wi-Fiによる接続なども含めた実効的な仕組みについて検討
- ・SNS事業者、アプリ事業者等も含め、青少年向けにインターネットを利用した機器・サービスを提供する事業者により、予め青少年保護のための機能等を組み込んだ形での機器・サービスの設計提供等を進める
- ・事業者における保護者への説明の改善などフィルタリング利用率の向上を図るための取組を強化
- ・政府は、インターネットに関わる多様な事業者が参加する協議会等の枠組みを活用し、官民連携した活動への支援を強化するなどして、その効果的な実施を促進

提言2：家庭における親子の会話が少なくなっている状況の下で、青少年のインターネット利用についての家庭におけるルール作りが確実になされるよう、政府、地方公共団体、学校、事業者、民間団体等による普及啓発活動を一層強力に推進

提言3：青少年の情報リテラシー・情報モラルの向上はますます重要であり、学校における情報リテラシー教育の一層の充実、学校に加え、学習塾などの「教育現場」においても、取組の強化を図る

3 諸外国の状況

アメリカ

- フィルタリング義務規定:なし
- フィルタリング利用率(※):61%(12~13歳)、45%(14~17歳)2012年 ※ペアレンタルコントロール等を実施した経験のある親の割合
・親が懸念しているオンラインコンテンツ
露骨な性的コンテンツ(70%)、知らない人とのコミュニケーション(61%)、不適切なコンテンツへのアクセス(61%)
- スマートフォンのフィルタリングの仕組:フィルタリングアプリ、OSの制限機能
(フィルタリングアプリ)
 - ・My Mobile Watching(iOS・Android用・月額4.95ドル):使用時間制限、子どもの通話記録・送受信メールのメッセージ確認、GPS追跡
 - ・MM Guardian(Android用・月額3.99ドル):使用時間制限、送受信メールのメッセージ確認、アプリコントロール、GPS追跡、使用ロック
 - ・Mama Bear(iOS・Android用): アプリダウンロード確認、禁止語句や写真のアップロード確認、GPS追跡が可能
 - ・ignore NoMore(iOS・Android用・720円):親からの電話に出ないと携帯電話がロックされ通話・メール・ゲーム等すべてが使えなくなる
- スマートフォン保有率:80%(10代)2014年

イギリス

- フィルタリング義務規定:なし ※オーバーブロッキング等の技術的問題及び有害コンテンツの定義統一が行われていない
- フィルタリング利用率:47%(8~11歳)、40%(12~15歳)2013年 ※携帯電話で18歳以上向けコンテンツの制限をしている保護者の割合
- スマートフォンのフィルタリングの仕組:携帯事業者提供サービス、フィルタリングアプリ、無線LAN対策、OSの制限機能
(携帯事業者の提供するサービス)
 - ・EE・O2・スリー・vodafone・各MVNO(初期設定および契約で提供):アクセス制限 等
(フィルタリングアプリ)
 - ・複数提供あり
(無線LAN対策)
 - ・大手Wi-Fi事業者:有害コンテンツアクセス制限 *キャメロン首相要請による事業者の自主規制
- スマートフォン保有率:62%(12~15歳)2013年

注)「アメリカ・イギリス・カナダ・オーストラリアにおける青少年のインターネット環境整備状況等調査報告書(平成27年2月 内閣府政策統括官(共生社会政策担当)」
「アメリカ・フランス・スウェーデン・韓国における青少年のインターネット環境整備状況等調査報告書(平成26年3月 内閣府政策統括官(共生社会政策担当)」
を基に総務省にて作成

フランス

■フィルタリング義務規定:なし

デジタル経済(信頼)法第6条(ISPにフィルタリングソフトの提供を義務付)の規定を受け、2006年にAFA(ISP協会)が「モバイルマルチメディアコンテンツに関する取組憲章を締結。携帯事業者によるフィルタリングツールの無償提供、利用奨励等を規定。

■フィルタリング利用率(※):7%(10~15歳)2012年 ※携帯電話でペアレンタルコントロール機能を利用している保護者の割合

■スマートフォンのフィルタリングの仕組:携帯事業者提供サービス、フィルタリングアプリ、無線LAN対策、OSの制限機能(携帯事業者の提供サービス)

・Orange(無料):有害サイト(性、チャット、ブログ、出会い系等)遮断、等 *Wi-Fiでは機能しない

・SFR(無料):有害サイト(ポルノ、出会い系等)遮断、等 *Wi-Fiでは機能しない

(フィルタリングアプリ)

・各種iOS用アプリ(無料~年額22ユーロ):有害サイト遮断、使用時間制限、閲覧履歴管理 等

(無線LAN対策)

・公衆無線LAN提供者の48%がポルノコンテンツをブロック(97%の公衆無線LAN提供者で利用時年齢確認なし)

■スマートフォン保有率:55%(12~17歳)2013年

韓国

■フィルタリング義務規定:なし

携帯電話契約時に住民登録番号の登録が不可欠であり、青少年の場合は韓国国内の有害情報にアクセスできない(方式不明)。ただし、国外の有害サイトへのアクセス遮断は行われていない。

■フィルタリング利用率(※):49%(幼稚園~高校生)2012年 ※フィルタリングソフトウェアを利用する保護者の割合(パソコン・スマホ区別なし)

■スマートフォンのフィルタリングの仕組:携帯事業者提供サービス、フィルタリングアプリ、OSの制限機能(携帯事業者の提供サービス)

・SKテレコム(無料):有害サイト・アプリ遮断、メッセージ内容確認、使用状況管理(時間、使用アプリ等) 等

・KT(月額2,000ウォン):有害サイト・アプリ遮断(接続状況確認を含む)、使用状況管理(時間、使用アプリ等) 等

・LGテレコム(月額2,000ウォン):有害サイト・アプリ遮断(接続状況確認を含む)、使用状況管理(時間、使用アプリ等) 等

(フィルタリングアプリ)

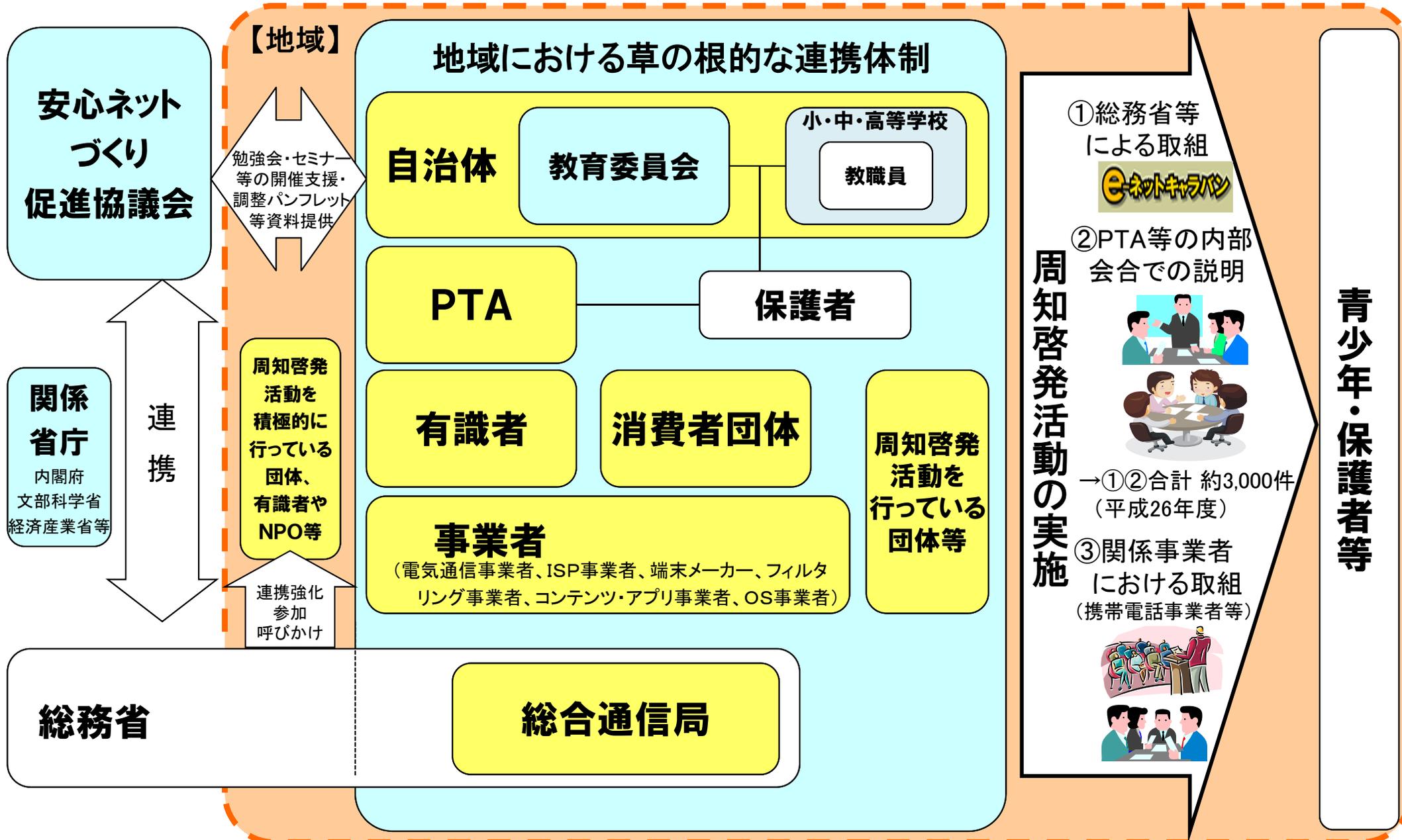
・エクスキーパー(Android用):有害サイト・アプリ遮断、使用状況管理 等

・スマート保安官:有害サイト・アプリ遮断、使用状況管理 等 *韓国政府が2015年6月に未成年者(18歳以下)へのインストールを義務付

■スマートフォン保有率(※):64.5%(6~19歳)2012年 ※スマートフォン+タブレット

4 リテラシー向上に向けた取組

- スマートフォンの普及を受け、各地域で関係者が幅広く連携し、リテラシー向上のための普及啓発活動を実施することができる体制整備を、総務省・総合通信局がコーディネータとなり推進。



平成28年「春のあんしんネット・新学期一斉行動」の主な取組

平成28年「春のあんしんネット・新学期一斉行動」において、関係府省庁や関係事業者・団体とともに、フィルタリングの推進や青少年・保護者等のリテラシーの向上に向けた各種取組を集中的に展開。

1. 学校や地域・事業者等と連携した普及啓発活動の展開

○ 総合通信局等も活用しつつ学校、PTA等と連携した普及啓発活動を集中展開

- (1) メディア等を利用した周知啓発
 - ・ 地元放送局、CATV局、コミュニティFM局、電光掲示板などを活用した啓発活動の実施。
 - ・ 商業施設、駅及びスポーツイベント等青少年及びその保護者が多く集まる機会を利用した、普及・啓発イベントの開催。
- (2) 研修会、説明会の開催
 - ・ 入学式・入学説明会等を利用した、新入生・保護者に向けた啓発活動の実施。
- (3) イベント(周知活動)の実施
 - ・ 各地域協議会や、自治体、警察、PTA等と連携した、シンポジウムの開催、ノベルティの配布。
- (4) その他
 - ・ 大学の教育学部の学生を対象とした情報教育モラルプログラムの実施。

2. フィルタリングに関する取組の推進

- 新学期等に併せて携帯電話事業者による店頭でのフィルタリングに関する説明の強化を要請
- 総合通信局等によるフィルタリング推進のための啓発活動を実施

3. 家庭における話し合い・ルールづくりの推奨

○ 家庭における話し合いやルールづくりを促すための取組を関係団体、関係者と協力し推進

- ・ (公社)日本PTA全国協議会が、(一社)安心ネットづくり促進協議会、(一社)電気通信事業者協会及び(一社)全国携帯電話販売代理店協会と連携し、インターネットについての親子の会話を促す活動の実施。
- ・ (一社)全国高等学校PTA連合会が、(一社)安心ネットづくり促進協議会、(一社)電気通信事業者協会と連携し、ソーシャルメディアの利用ルールについての親子の会話を促す活動の実施。

- 総務省では、青少年のインターネット・リテラシーの向上施策を効果的に進めていくために、平成24年度より全国の高等学校1年生相当を対象に、「青少年のインターネット・リテラシーを可視化するテスト」を実施。
※ ILAS: 青少年がインターネットを安全に安心して活用するためのリテラシー指標
- 併せて「青少年のスマートフォン使用実態調査」も実施し、テスト結果と併せて分析した結果を、「平成27年度 青少年のインターネット・リテラシー指標等」として11月13日に公表。

【平成27年度調査実施概要】

- ・実施期間: 平成27年6月1日から7月24日
- ・対象校: 38都道府県75校
計 13,647名
- ・方式: オンライン無記名形式

校種		人数	
国立	2校	男	6,754人
公立	67校	女	6,893人
私立	6校		
計	75校	計	13,647人

※前年度からの変更点

- ・ILASの一部間を入替・変更(49間中9間)
- ・対象校の拡大(昨年度は22校3,700名)

【平成27年度テスト結果概要】

- ・正答率は69.7%※。不適切利用に関する正答率が高いが、不適正取引やプライバシー、セキュリティに関する正答率が低い。※前年同間で比較した場合、本年度71.0%、昨年度70.5%

【青少年のスマートフォンの使用実態】

- ・1日の平均利用時間は、平日1~2時間、休日2~3時間が最も多く、PC等の他の通信機器と比べて利用時間が長い。
- ・約5割の青少年は1度もあったことのないSNS上だけの友人がいる。
- ・7割以上の青少年がフィルタリングサービスの有用性を認識しているが、実際の利用は5割弱にとどまっている。
- ・約5割の高校生はネット利用に際しての家庭のルールが存在、ルールのある家庭の高校生のほうがフィルタリング利用率が高い。

【青少年のインターネット・リテラシー調査結果と分析】

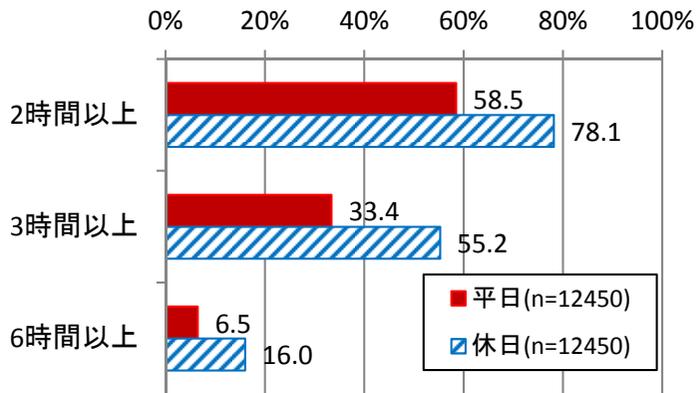
- ・インターネットを使い始めた時に「保護者」に使い方を教わった青少年や、スマートフォンやSNS利用に関する家庭のルールがある青少年、フィルタリングを利用している青少年のリテラシーが比較的高い。

【今後の課題】

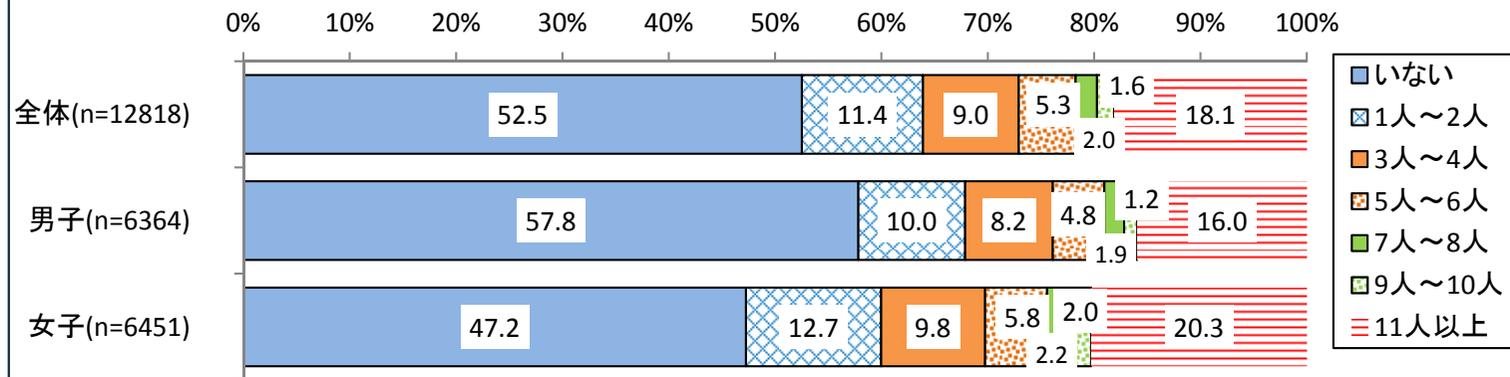
- ・家庭等においてインターネットの正しい使い方を教える環境づくり
- ・家庭でのルール作りのための正しいリスク認識やフィルタリングの意義に対する保護者の意識の向上
- ・フィルタリングの必要性、意義について高校生自ら考える機会の設置

(参考) 青少年のスマートフォン使用実態調査結果

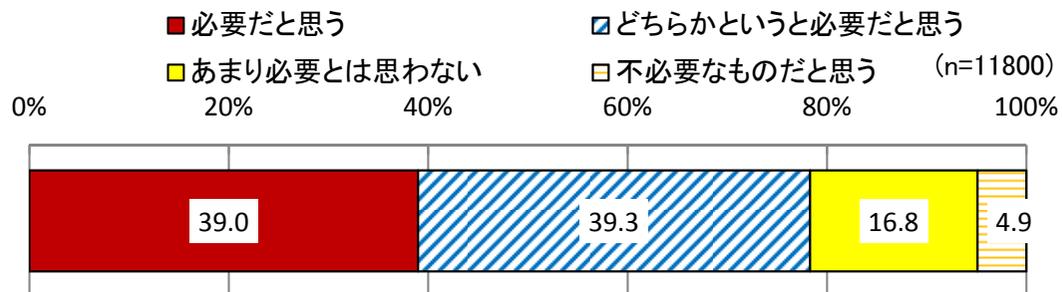
【スマートフォンの利用時間割合】



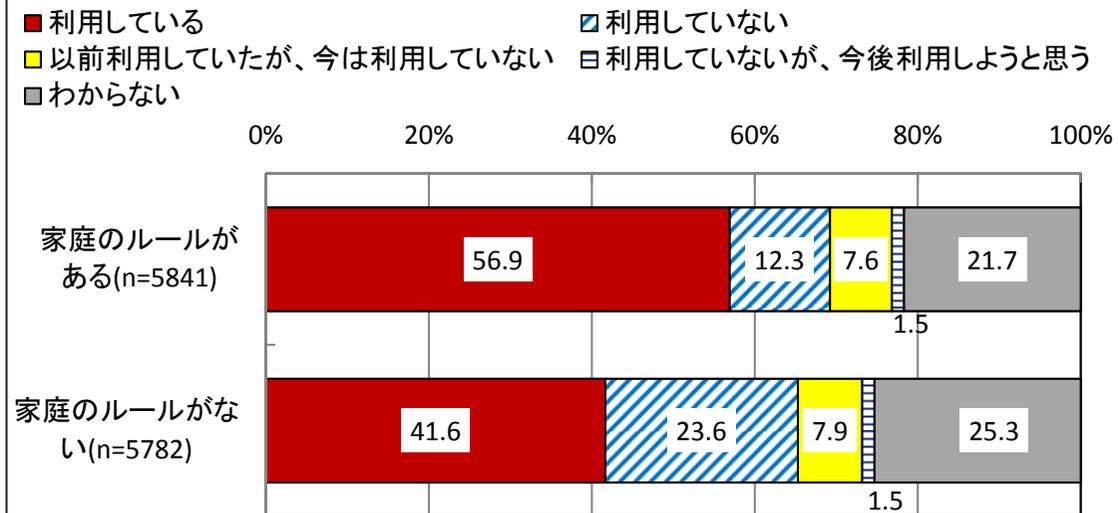
【一度も会ったことのないSNS上だけの友人数】



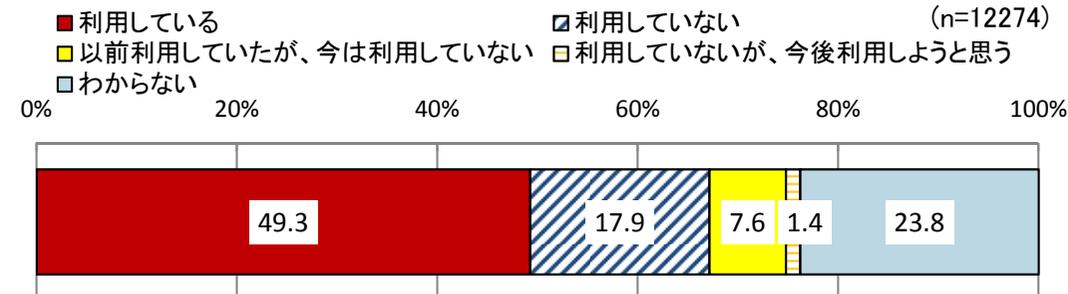
【フィルタリングに対する必要性の意識 (スマートフォン利用者)】



【家庭のルールとフィルタリング等の利用状況】



【フィルタリング利用率 (スマートフォン利用者)】



5 フィルタリングサービス

スマートフォンにおけるフィルタリングのかけ方

スマートフォンでは、①無線LANを通じてインターネットにアクセスするときや②アプリケーションを利用するときには、従来の携帯電話におけるネットワークのフィルタリングでは十分に機能しない場合がある。

従来型携帯電話端末(フィーチャーフォン)



ブラウザによる閲覧

- ・携帯電話事業者のブラウザ (iモード、Ezweb、Yahoo!ケータイ)
- ・PCサイトブラウザ

携帯電話事業者のネットワーク(3G・LTE)

ネットワーク側でのフィルタリングでは、
利用者はソフトのインストール等特段の操作不要。



フィルタリングサーバー

特定のサイトの
閲覧をブロック

スマートフォン



ブラウザによる閲覧

- (例)
- safari
 - Chrome
- 等

特定のサイトの
閲覧をブロック



携帯電話事業者以外のネットワーク(公衆Wi-Fi)

携帯電話事業者のネットワーク(3G・LTE・Wi-Fi)

インターネット

アプリケーションの利用

特定のアプリの
起動を制限



携帯電話事業者以外のネットワーク(公衆Wi-Fi)

携帯電話事業者のネットワーク(3G・LTE・Wi-Fi)

フィルタリングの実施方法

- フィルタリングサービスは、カテゴリごとに制限するブラックリスト方式で行うことを前提とし、第三者機関により認定された個別サイトが反映されることにより、閲覧制限の対象を最小限に止める仕組み。
- 青少年が安心・安全に利用できるように、フィルタリングの仕組みを活用していくことが重要。

スマートフォンによる
インターネットの利用形態



特定分類アクセス制限方式
によるフィルタリング

下記のとおり、個々のサイト・アプリをカテゴリ別に分類

閲覧不可

閲覧可能

不法
薬物
自殺
出会い
暴力・恐怖
ポルノ
裏情報
セキュリティ
翻訳・キャッシュ
コミュニケーション
ギャンブル・宝くじ
飲酒・喫煙
成人娯楽
主張
ショッピング
懸賞・副収入
趣味・娯楽

ただし、閲覧不可のサイト・アプリでも、下記の場合は閲覧可能となる

アプリ提供者が
第三者機関※による認定を
受けたサイト・アプリ

(青少年が安全安心に利用できるため、個人間通信のモニタリング等必要な措置を講じているサイト等を認定)

※ 一般社団法人モバイルコンテンツ審査・運用監視機構(EMA)等

(保護者の同意の下で)
利用者が個別に
カスタマイズ機能を
用いて閲覧可能とした
サイト・アプリ

閲覧可能

スマートフォン(新規販売端末)におけるフィルタリング設定の現状

		携帯回線 (LTE・3G)	無線LAN	アプリ
環境整備法 根拠条文		17条	—	
フィルタリング		ネットワーク型	キャリア提供 ブラウザ型	A: アプリによる利用制限 i: 本体機能制限設定
docomo	Android (OS5.0以降)	①「 <u>SPモードフィルタ</u> 」 原則年齢確認時に店頭設定	③「 <u>ファミリーブラウザ</u> 」 spモードフィルタ設定時に2アプリが自動インストール、店頭で2アプリ同時に有効化手動設定	②「 <u>あんしんモード</u> 」
	iPhone		③「 <u>ファミリーブラウザ</u> 」 店頭でダウンロード後、有効化手動設定 + Safariを機能制限	②「 <u>iPhone機能制限</u> 」 店頭で手動設定
KDDI	Android (OS2.2以降)	①「 <u>安心アクセス for Android</u> 」(ブラウザ・アプリ制限) プリインストールを、店頭で有効化手動設定		
	iPhone (OS5.1以降)	①「 <u>安心アクセス for iOS</u> 」(ブラウザ制限) 店頭でダウンロード後、有効化手動設定 + Safariを機能制限		②「 <u>iPhone機能制限</u> 」 店頭で手動設定
Softbank	Android (OS5.0以降)	①「 <u>スマホ安心サービス</u> 」 プリインストールを、店頭で有効化手動設定	※ウェブ安心サービス(ウェブ利用制限(弱)プラス)も自動加入	
	iPhone	①「 <u>ウェブ安心サービス</u> 」 原則年齢確認時に店頭で設定	③「 <u>Yahoo!あんしんネット</u> 」 店頭でダウンロード後、有効化手動設定 + safariを機能制限	②「 <u>iPhone機能制限</u> 」 店頭で手動設定
MVNO	Android	フィルタリングについてはアプリ型で提供が7社、ネットワーク型で提供が1社、提供なしが3社。 (2016年3月にテレコムサービス協会MVNO委員会が加盟11社に対し実施したアンケート結果。提供なしの中には音声通信役務を提供していない会社も含まれる。)		

6 関係団体

- 2009年2月、これまで普及啓発活動等に各々取り組んできた利用者・産業界・教育関係者等が相互に連携してよりわかりやすく国民一人ひとりへの浸透を図る目的で、安心ネットづくり促進協議会を設立。
- 活動キャッチフレーズ「1億人のネット宣言 もっとグッドネット」を掲げ、全国各地での普及啓発イベントの開催のほか、スマートフォン等に関する課題を検討し提言を行うなど、民間主導により様々な活動を実施。

<会員> (186会員 2016年4月4日時点)

■通信事業者

(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株) 他

■通信機器メーカー

富士通(株)、シャープ(株)、(株)東芝、(株)日立製作所 他

■コンテンツ企業等

グリー(株)、グーグル(株)、(株)ディー・エヌ・エー、(株)ミクシィ
日本マイクロソフト(株)、エイベックス・マーケティング(株)
Twitter japan(株)、フェイスブックジャパン(株) 他

■上記以外の参画企業

東京海上日動火災保険(株)、東日本旅客鉄道(株)
(株)内田洋行、日本郵政(株) 他

■学識経験者及び団体等

西垣通 (東京経済大学教授)
清水康敬 (東京工業大学名誉教授)
金子郁容 (慶應義塾大学教授)
中村伊知哉 (慶應義塾大学教授)
坂元章 (お茶の水女子大学教授)
全国高等学校PTA連合会、日本PTA全国協議会
全国高等学校長協会、三鷹市、主婦連合会
全国銀行協会、全国市長会、全国町村会
日本レコード協会、映倫、全国地方新聞社連合会
関西経済連合会 他

<組織体制等>

役員

会長：新美 育文 (明治大学教授)

副会長：尾上 浩一 ((公社)日本PTA全国協議会特任業務執行理事)、
牧田 和樹 ((一社)全国高等学校PTA連合会理事)、清原 慶子 (三鷹市長)、
村井 純 (慶應義塾大学教授)、藤田 元 (KDDI(株)理事 渉外・広報本部長)

顧問：曾我 邦彦 (日本PTA全国協議会元会長)

普及啓発広報委員会

委員長：

中村 伊知哉 (慶應義塾大学教授)

副委員長：

石戸 奈々子 (CANVAS理事長)
小原 良 (日本PTA全国協議会参与)
上沼 紫野 (弁護士)
尾花 紀子 (ネット教育アナリスト)
藤川 大祐 (千葉大学教授)

普及啓発活動作業部会

ファシリテーターSWG

広報企画SWG

I L A S 検討SWG

調査研究委員会

委員長：

森 亮二 (弁護士)

副委員長：

桑子 博行 (違法・有害情報相談センター長)
曾我部 真裕 (京都大学教授)

調査企画作業部会

ネット利用の低年齢化対策SWG

青少年ネット環境整備 タスクフォース

委員長：

穴戸 常寿 (東京大学教授)

副委員長：

曾我部 真裕 (京都大学教授)

<運営費> 会費収入：4,490万円 (27年度)

○ 平成20年4月25日の携帯電話・PHS事業者に対する総務大臣要請(第三者機関の取組を踏まえた特定分類アクセス制限方式によるフィルタリングサービスの改善)等も踏まえ、一般社団法人モバイルコンテンツ審査・運用監視機構(EMA)が設立※。

【EMAの主な活動】

- ① 青少年の利用に配慮したモバイルサイトの審査、認定及び運用監視業務
- ② 青少年保護と健全育成を目的としたフィルタリングの改善
- ③ ICT(情報通信技術)リテラシーの啓発・教育活動
: 高校生ICTカンファレンス(前 高校生熟議)等

【設立】

平成20年4月8日(登記)

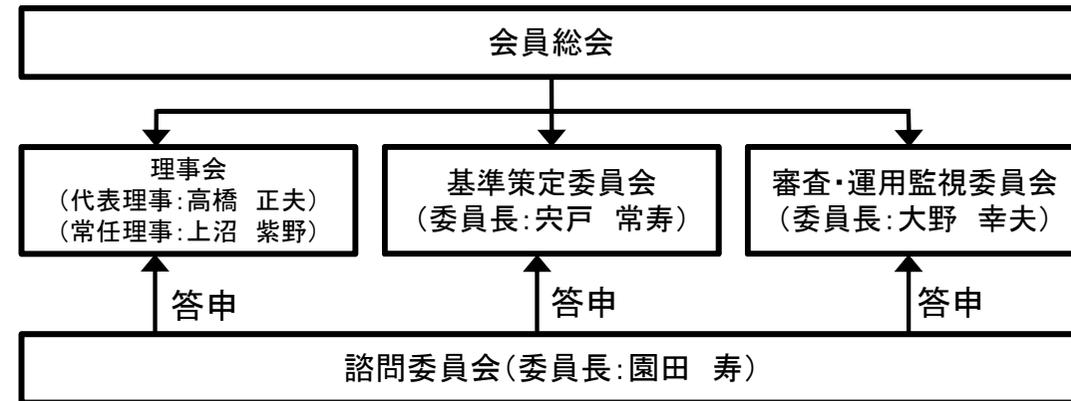
【会員】

正会員:27社 賛助会員:法人20社(一般社団法人等)、個人7名

【理事会体制】

代表理事 高橋 正夫(一般社団法人全国高等学校PTA連合会 元会長)
常任理事 上沼 紫野(虎ノ門南法律事務所 弁護士)
理事 石戸 奈々子(特定非営利活動法人CANVAS 理事長)
尾花 紀子(ネット教育アナリスト)
鎌田 真樹子(デジタルハリウッド大学 特任教授)
岸原 孝昌(一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム専務理事)
小向 太郎(株式会社情報通信総合研究所 取締役 主席研究員)
ジョン ミドルトン(一橋大学大学院法学研究科 教授)

【組織構成】



【運営費】

事業収入:11,315万円(26年度) 会費収入:1,300万円(26年度)

理事 長田 三紀(全国地域婦人団体連絡協議会 事務局次長)
中橋 雄(武蔵大学 教授)
中村 伊知哉(慶應義塾大学 教授)
新美 育文(明治大学 法学部 教授)
森 亮二(弁護士法人英知法律事務所 弁護士)
監事 寺田 眞治(株式会社オプトビジネス開発部プロジェクトマネージャ)
中川 一史(放送大学 教育支援センター 教授)

(一財) マルチメディア振興センター【FMCC】

一般財団法人 マルチメディア振興センター(平成2年2月設立。英語名称「FMCC」)では、次の2つの活動が支柱。

- ・「情報通信ネットワークの安心・安全な利用」と「情報通信ネットワークの利用促進」などの観点から行う **実践的な活動**
- ・ 情報通信や郵便といった分野におけるグローバルな視点に基づいた **調査研究活動**



実践的な活動

情報通信ネットワークの安心・安全な利用

e-ネットキャラバン活動

標語募集・標語活用による
安全利用啓発活動

情報通信ネットワークの利用促進

公共情報共有基盤事業
(Lアラート®)

クラウドサービスの安全・信頼性に係る
情報開示基準の適合認定業務

+

調査研究活動

調査研究事業
(自主研究事業・受託事業)

海外情報公開事業

<参考>

目的

「日本再興戦略」等に盛り込まれた「世界最高水準のIT社会の実現」のためには、「世界最高レベルの通信インフラの整備」が必要である。そのためには「料金低廉化・サービス多様化のための競争政策の見直し」が必要であるとともに、これと車の両輪をなす消費者行政についても、2020年代を見据えた対応が必要である。

このような観点から、消費者保護ルールの充実等直面する課題への対応をはじめ、トラブル等を未然に防止しつつ、ICTの安心・安全な利用環境の整備を推進するため、短期的・中長期的な視点からの対応が必要と見込まれる課題への対応について検討を行う。

検討事項

- (1) 消費者保護ルールの見直し・充実
- (2) ICTによる2020年代創造のための青少年保護・育成の在り方
- (3) その他の検討事項
 - ① ICTサービスの進展に係る利用者情報の適正な取扱いの在り方と普及促進
 - ② ICTサービスの進展に応じた新たな課題

構成員

座長	新美 育文	明治大学法学部教授	近藤 則子	老テク研究会事務局長
座長代理	相田 仁	東京大学大学院工学研究科教授	宍戸 常寿	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	大谷 和子	株式会社日本総合研究所 法務部長	新保 史生	慶應義塾大学総合政策学部教授
	岡村 久道	弁護士・国立情報学研究所客員教授	長田 三紀	全国地域婦人団体連絡協議会事務局次長
	清原 慶子	三鷹市長	橋元 良明	東京大学大学院情報学環教授
	桑子 博行	違法・有害情報相談センター長	平野 晋	中央大学総合政策学部教授
	是枝 伸彦	電気通信サービス向上推進協議会会長		(敬称略、座長・座長代理を除き50音順、全13名)